

滋賀県食品ロス削減推進計画について

1 計画策定の趣旨

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)(令和元年法律第19号)が、令和元年5月31日に公布、10月1日施行。
- 国が定める「食品ロスの削減の推進に関する基本方針(令和2年3月31日策定)」を踏まえ、都道府県は食品ロス削減推進計画の策定に努めるよう規定。
- 県は、令和元年8月に「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行っており、食品ロス削減に向けた取組を一層推進するため策定。

2 計画の位置づけ

- 食品ロス削減推進法第12条1項に基づく法定計画。(努力義務)
- 第12条2項に基づき、関係法令に基づく各種の計画(滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県消費者基本計画、滋賀県食育推進計画等)と調和が保たれたものとする。

3 計画期間

- 5年(令和3年度～令和7年度)
- 社会経済情勢や状況の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

4 計画策定の経過

計画案は、学識経験者・事業者・県民団体・市町等で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」、その他の関係団体等の意見を踏まえて策定。

5. 計画の内容

(1) 計画の構成

- 第1章 計画策定の趣旨等
- 第2章 食品ロスの現状と課題
- 第3章 計画の理念と施策の方向性
- 第4章 食品ロス削減推進施策
- 第5章 計画の推進体制および進行管理

(2) 計画の特色

- 計画理念を『三方よしと県民総参加でフードエコ』とし、「売り手よし!」「買い手よし!」「環境よし!」の「三方よし」の精神のもと、県民総参加で「食品(フード)」の「環境保護への取組(エコ)」を実践していくこととしている。
- 2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させるSDGsの達成に向け、多様な主体が連携協力しながら取り組むことを目標とする。
- 「1 知識や意識の向上と具体的な行動の実践」、「2 食品ロス発生量等の実態把握」、「3 未利用食品を有効活用する仕組みづくり」の3つを施策の方向性として定め、県の特性や現状を踏まえながら取組を推進する。